4　地域づくり活動推進官は、命を受けて、地方振興課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項に係る事務をつかさどる。

一　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における都市と農山漁村との連携に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

「第四款　土地・水資源局」を「第四款　土地・建設産業局」に改める。

第四十二条の見出しを「（調整室及び企画官）」に改め、同条第一項中「公共用地室並びに」を「調整室及び」に改め、「、用地企画官及び用地調整官それぞれ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土地・建設産業局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関すること。

二　土地基本法第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関すること。

第四十二条第三項中「公共用地室」を「調整室」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

第四十二条の二を次のように改める。

（鑑定評価指導室）

第四十二条の二　企画課に、鑑定評価指導室を置く。

2　鑑定評価指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産鑑定士試験に関すること。

二　不動産の鑑定評価の基準に関すること。

三　不動産鑑定業者及び不動産鑑定士の登録及び監督に関すること。

3　鑑定評価指導室に、室長を置く。

第四十二条の四の見出し中「鑑定評価指導室」を「公共用地室」に改め、「地価調査企画調整官」の下に「、用地企画官及び用地調整官」を加え、同条第一項中「鑑定評価指導室」を「公共用地室」に改め、「地価調査企画調整官」の下に「、用地企画官及び用地調整官それぞれ」を加え、同条第二項第四号中「（昭和四十九年法律第九十二号）」を削り、同条第四項中「第二項第四号から第六号まで」を「第二項第三号から第五号まで」に改め、同条第五項及び第六項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　公共用地室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共用地取得制度に関する調査に関すること。

二　直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する指導に関すること（用地調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

四　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

五　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

第四十二条の四第八項中「鑑定評価指導室」を「公共用地室」に改め、同条に次の三項を加える。

10　用地企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共用地取得制度に関すること（公共用地室の所掌に属するものを除く。）。

二　直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

11　用地調整官は、命を受けて、直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

12　用地調整官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第四十二条の五を削る。

第四十二条の六中「国土調査課」を「地籍整備課」に改め、同条を第四十二条の五とする。

第四十三条及び第四十三条の二を次のように改める。

（不動産業指導室並びに不動産業政策調整官及び不動産業監視官）

第四十三条　不動産業課に、不動産業指導室並びに不動産業政策調整官及び不動産業監視官それぞれ一人を置く。

2　不動産業指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宅地及び建物の取引、マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションをいう。）の管理（同条第七号に規定するマンション管理業に関連するものに限る。）並びに賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理（賃貸住宅を管理する事業に関連するものに限る。）に係る苦情の処理に関すること。

二　宅地建物取引業者、積立式宅地建物販売業者及びマンション管理業者の監視及び監督に関すること（不動産業監視官の所掌に属するものを除く。）並びに賃貸住宅を管理する事業を行う者の監視に関すること。

3　不動産業指導室に、室長を置く。

4　不動産業政策調整官は、命を受けて、不動産業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　不動産業監視官は、命を受けて、不動産業に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに調整並びに不動産業を営む者の監視に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。

（不動産投資市場整備室並びに不動産市場企画調整官及び土地調整官）

第四十三条の二　不動産市場整備課に、不動産投資市場整備室並びに不動産市場企画調整官及び土地調整官それぞれ一人を置く。

2　不動産投資市場整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不動産特定共同事業の発達、改善及び調整に関すること。

二　不動産投資市場の整備に関すること。

3　不動産投資市場整備室に、室長を置く。

4　不動産市場企画調整官は、命を受けて、不動産市場整備課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務（土地調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　土地調整官は、命を受けて、国土利用計画法の規定による土地取引その他土地利用の調整に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

第一章第一節第四款中第四十三条の二の次に次の二条を加える。

（入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに紛争調整官及び建設業技術企画官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに紛争調整官及び建設業技術企画官それぞれ一人を置く。

2　入札制度企画指導室は、建設工事における入札制度に関する事務をつかさどる。

3　入札制度企画指導室に、室長を置く。

4　建設業適正取引推進指導室は、建設業の許可及び建設業に係る法令遵守の推進に関する事務をつかさどる。

5　建設業適正取引推進指導室に、室長を置く。

6　紛争調整官は、中央建設工事紛争審査会に関する事務をつかさどる。

7　建設業技術企画官は、命を受けて、建設業者の施工技術の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（建設産業振興室並びに労働資材対策官及び専門工事業高度化推進官）

第四十三条の四　建設市場整備課に、建設産業振興室並びに労働資材対策官及び専門工事業高度化推進官それぞれ一人を置く。

2　建設産業振興室は、建設業に係る産業構造の改善対策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　建設産業振興室に、室長を置く。